

# ~やまぐち・くらし安心ネット通信~

発行:山口県消費生活センター

令和2年3月17日 -230号-

# 消費生活トラブル情報

水漏れ発生!「見積り無料」でも作業費は請求?



相談事例

蛇口から水が漏れたので「見積り・出張無料」と書かれたチラシの業者に見積りを依頼した。来訪した業者は「詳しい見積りのため水道管を見る」と蛇口を取り外したところ、全体の交換が必要。50万円かかると言われた。工事を断ったところ、蛇口の取り外し料金2万円を請求された。

## アドバイス





- ●広告をうのみにしてはいけません
  - ⇒ 見積りをしてもらう前に、見積りに当たって料金は発生するのか、キャンセル料が発生 するのかなどを、あらかじめ確認しましょう。 **№**
- ●その場で契約しないようにしましょう
  - ⇒ 事業者に契約をせかされても慌てず、料金や内容を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておくことも大切です。
- ●困ったときは消費生活センターに相談しましょう

〇参照先: 国民生活センターHP http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj mailmag/mj-shinsen337.html

#### 山口県消費生活センター

TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター

検 索、

相談受付時間

【月~金】8:30~19:00

【土】8:30~17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平 日】9:

【平 日】9:00~16:30 (入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に ご連絡をお願いします。

## 注意情報

# 電話で『お金の話』は詐欺!

#### 事 例

- ○警察官をかたり、『先ほど××デパートから通報がありました。あなたのクレジット カードの情報が盗まれています。カードを止める手続をしますので、暗証番号を教 えてください。近くに警察官(職員)がいますので、すぐに向かわせます。』
- 〇市役所職員をかたり、『医療費の還付金があります。ATMで受け取れるから手続 をしてください。』

などの電話があります。

## アドバイス

- ○在宅中も常に「留守番電話設定」にしておく
- ○一人で判断しないで、**必ず家族や警察に相談する**
- ○訪問者にキャッシュカードや通帳を渡さない

参照先:千葉県警HP https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life fraud-refund.html

お知らせ

令和2年4月1日から消費生活センターの 相談受付時間が変わります!

### 現行

[月~金] 8:30~19:00

8:30~17:00

※祝日・年末年始は除く。

変 重

[月~金] 8:30~17:00

※祝日・年末年始は除く。

※土曜日はお休みとなります。

※土日祝日は、「消費者ホットライン」(局番なし188)により、 国民生活センター (受付時間10:00~16:00) に御相談ください。

#### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

<del>ー</del>ン を押す

〇郵便番号(7桁)入力

お住まいの市町の 消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

郵便番号が分からない

○固定電話の場合は地域を 選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

# 「まなべる」の御紹介



関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助意・あっせんなどを行っていますが、悪 賃務法等による被害は依然として後を絶たず、また、チロも年々5分・権能化しているのが現 状です。そのようなことから、「子どもから裏 着者まで、集闘しながら楽しくぎべる空間」を つくり、多くの県民の皆様に利用していただき、 消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっ しょに、「学ぶ」「第7く」「知る」に対応できる コンテンツを体験し、より効果的に消費生活 問題を"学べる"場所。

それが消費者教育施設「まなべる」です。



#### O コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「等題」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、景良の管理の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

〇ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、音様に対し<mark>て「対</mark> 鉄画問題の菩提(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとして の機能もあることから、「まなべる」とネーミングし<mark>まし</mark>た。

まなべる。(株験)学習(情報)



来で見て・学んで 身につけよう消費者力!!



「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。



## 山口県消費生活センター

TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター

検 索、

相談受付時間

【月~金】8:30~19:00

【土】8:30~17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

【平 日】9:00~16:30

(入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に 御連絡をお願いします。